

ソニーカード会員の皆様へ

保険サービスのご案内



ソニープロダクツセキュリティ
(動産総合保険サービス)

海外旅行保険サービス

国内旅行総合保険サービス

ソニープロダクツセキュリティ

もし、あなたの大切なソニー製品が破損や盗難などの事故にあっても大丈夫！
ソニーカード（以下「カード」といいます。）でソニー製品をご購入いただきますと、
安心してソニー製品を使っていただける補償サービスがついています。

※故障などの電氣的機械的の事故は対象外とします。

1 補償内容

カードをご利用いただいて購入されたソニー製品について、次の内容の補償サービスが提供されます。

1 補償期間

カード会員として登録された日から1年間とします。（特別な通知がない限り、以後更新。）

2 補償の対象物

補償期間内に日本国内においてカードで購入したソニー製品
（ソニー株式会社の発行する保証書がある場合に限ります。）

3 補償の対象となる事故

補償期間内に会員がカードを利用して日本国内で購入したソニー製品が、購入日から1年以内に偶然な事故（日本国内外を問いません。ただし、ソニー製品の配送中に生じた事故および退会等により会員資格を失った日以降に生じた事故は除きます。）によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

4 補償限度額

この補償サービスでお支払いする金額は、事故のあったソニー製品の代金のうち、カードのご利用額から、1回の事故について3,000円を控除した額が限度となります。（修理可能な場合には、修理費用から1回の事故について3,000円を控除した額または前記の限度額のうちいずれか低い額を限度とします。）また、会員1名につき50万円が補償期間中の総補償限度額となります。

（注）本カードで1回に複数の商品をまとめて購入された場合には、本カードのご利用金額に全商品の合計代金における事故のあったソニー製品の代金の割合を乗じた金額から1回の事故について3,000円を控除した金額が限度となります。

5 補償を受けられる方および保険金を請求できる方

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象となるソニー製品を正当な権利を持って所有されている方とします。従って、会員の方から補償の対象となるソニー製品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、保険金請求手続きは会員の方を通じてお願いします。

（注）本補償サービスは、ソニー製品についての他の保険（以下「他の保険」といいます。）でカバーされない部分を補償することを目的としています。ソニー製品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険がある場合にはまずそちらにご請求ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づきお支払いします。

2 補償の対象とならない主な損害

- ① 会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害
 - ② 補償の対象物のかきに起因する損害
 - ③ 置き忘れまたは紛失に起因する損害
 - ④ 水災、地震または噴火（地震津波を含みます。）に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
 - ⑤ 重過失による損害
- (例) 補償の対象物の誤った使用に起因する損害

※補償の対象物の配送中に生じた損害は対象となりません。

3 事故の場合の連絡先

万一、損害が発生した場合には、事故の当日から 45 日以内につぎのソニープロダクツセキュリティデスクまでご連絡ください。保険金請求手続などについてご案内します。

(注) 事故後 45 日以内にご連絡がない場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

ソニープロダクツセキュリティ デスク

 **0120-091-700** (9:30~16:00 土・日・祝日を除く)

フリーダイヤルをご利用いただけない場合は **03-3285-0164** (通話料有料)

住所：〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-2-1

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害傷害保険損害サービス 2 課 ソニープロダクツセキュリティ係

4 保険金請求手続きについて

保険金を請求される場合には、下記の必要書類をご用意のうえ、事故日より 90 日以内にご返送ください。

◎印は必ず必要な書類、○印は場合より提出いただく書類

保険金請求書類	保険金種類	盗難事故	破損事故	火災事故	その他の事故
1. 保険金請求書 (所定用紙)		◎	◎	◎	◎
2. 罹災証明又は盗難届出済証明書		◎		◎	
3. 修理費請求書又は見積書			◎	◎	○
4. クレジットカードご利用票および保証書 (注)		◎	◎	◎	◎
5. 写真			○	○	○
6. その他必要書類		○	○	○	○

(注) 4. の保証書はソニー株式会社発行のものとしします。

海外旅行保険

カード会員の皆様には安心して海外旅行を楽しんでいただくために、海外旅行保険サービスがあります。海外でのケガ・病気などの場合に、日本語のできる病院の紹介や緊急移送などのサービスがあり、皆様の旅の万が一に備えております。

1 保険金額

傷害	死亡・後遺障害	2,000 万円
	治療費用	100 万円
疾病治療費用		100 万円
賠償責任（免責金額なし）		2,000 万円
携行品損害（免責金額なし）		20 万円
救援者費用		200 万円

（クレジットカード用海外旅行保険特約付）

〈ご注意〉

- ① 本保険サービスの対象となる旅行は、カード会員資格期間中に開始された海外旅行とします。ただし、日本を出国されてから 90 日目の午後 12 時を経過したときにおいても旅行が終了しない場合には、出国日から 90 日目の午後 12 時までとします。また、新たに会員となられた方は、カード会員として登録された日以降に開始された旅行が、本サービスの対象となります。
*会員資格期間とはカード会員として登録された日の翌日の午前 0 時から 1 年間をいいます。また、退会等により会員資格を失った場合を除き以後 1 年毎更新します。
- ② 海外旅行保険が自動付帯されているカードを 2 枚以上お持ちの場合は、それらのカードの死亡・後遺障害保険金額のうち、最も高い保険金額（後遺障害の場合には保険金額ごとに後遺障害の程度に応じた割合を乗じた額となります。）を限度として、按分して保険金をお支払いします。

（注）旅行期間・ケースなどにより適用されない場合もございます。詳しい補償内容は 4 ページの「2補償内容」をご確認ください。

2 補償内容

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡	被保険者（保険の対象となる方）が、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）に、死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方に支払います。（死亡保険金受取人を指定した場合の取扱は疾病死亡の場合も同様となります。） 注：傷害死亡保険金と後遺障害保険金は重ねてお支払いしますが、お支払いする保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額を保険期間中（保険のご契約期間中）の限度とします。	たとえば、 ・保険契約者、被保険者の故意※ ・保険金受取人の故意※ ・戦争、その他変乱（注）※ ・放射線照射、放射能汚染※ ・無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転 ・げんかや自殺、犯罪行為を行うこと ・脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ ・危険なスポーツ（山岳登山、ハングラライダーなど）中のケガ ・旅行開始前、終了後に発生したケガ
	死亡特別	被保険者への加害を目的とした第三者の行為による海外旅行中のケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、支払った死亡保険金に死亡特別保険金割合（100%）を乗じた額を支払います。	
	後遺障害	被保険者に、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3～100%を支払います。	また、原因のいかんを問わず他覚症状のないむちうち症、腰痛については保険金をお支払いできません。 （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。
	治療費用	被保険者が、海外旅行中の偶然な事故によるケガがもとで、医師の治療を受けられた場合	1回のケガ、病気につき次の費用のうち実際の支出額で弊社が妥当と認めた金額を支払います。ただし、ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま。また、お支払いする保険金は、ケガの場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。
疾病治療費用	被保険者が、 1. 海外旅行開始後に発病した病気のもとで旅行終了の72時間後までに医師の治療を受けられた場合。（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま。） 2. 海外旅行中に感染した特定の伝染病（注）がもとで、旅行終了の30日後までに医師の治療を受けられた場合。 注：コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫【がっこうちゅう】、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニバウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。	1. 医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。） 2. 治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 3. 義手、義足の修理費。（ケガの場合のみ対象となります。） 4. 入院のため必要となった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費。ただし、1回のケガ、病気につき、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。 5. 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。（払戻金額や負担を予定していた金額は差し引きます。） 6. 保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 7. 法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	上記※印に加え、たとえば、 ・げんかや自殺、犯罪行為を行うこと ・妊娠、出産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病 ・旅行開始前に発病した病気（既往症） ・旅行終了後72時間以上経過後に発病した病気 また、原因のいかんを問わず他覚症状のないむちうち症、腰痛については保険金をお支払いできません。
	救援者費用	被保険者が、海外旅行中に 1. 事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または3日以上続けて入院された場合。 2. 病気により死亡された場合。 3. 発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡された場合、または、3日以上続けて入院された場合。（注） 4. 搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 5. 事故により生死が確認できない場合（無事が確認出来た後に発生した費用は対象になりません。）、または、事故により緊急捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合。等 注：旅行中に医師の治療を開始した場合に限りま。	保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用を支払います。なお、お支払いする保険金は、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の限度とします。 1. 捜索救助費用。 2. 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 3. 救援者のホテルなど宿泊施設の客室料。（救援者1名につき14日分まで。） 4. 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。 5. 現地からの移送費用。（傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。） 6. 遺体処理費用。（100万円まで。） 上記2. から4. の費用は以下が限度となります。また、3日から6日まで入院の場合、5. の移送費用は支払われません。
賠償責任	被保険者が、海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの（注1）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金を支払います。 また、訴訟費用、損害防止軽減費用、緊急処置費用等も支払います。（注2） 注1：レンタル業者より契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、ホテルの客室・客室内の動産（セイフティーボックスおよび客室のキーを含む）、居住施設内の部屋・部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除く）を含みます。 注2：損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社に相談ください。		上記※印に加え、たとえば、 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・航空機、船舶、車両、銃器（コックピット、水上オートバイ、ゴルフ車の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除く）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・受託品に関する賠償責任 ・親族に対する賠償責任
	携行品損害	海外旅行中に、携行品（カメラ、カバン、衣類等）（注1）が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けた場合に、携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度とし、損害額（注2）を支払います。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 注1：携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいい、現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・各種書類・サーフィン、スキューバダイビング等の運動を行うための用具等は含まれません。また、居住施設内（一戸建て住宅の場合はその敷地内）のもの、別送品を除きます。 注2：修理費、または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用（現地にて負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む）をいいます。	

3 事故の場合の連絡先

万一、事故に遭われた場合、保険内容全般についてお問い合わせ、保険金請求手続きなどお困りの際は、海外総合サポートデスクにご連絡ください。スタッフが24時間、年中無休で会員の皆様をバックアップします。

海外総合サポートデスク

 **0120-037-456**

フリーダイヤルをご利用いただけない場合は **03-5299-2516** (通話料有料)
(日本国内および全世界から24時間受付)

電話のかけ方はP6をご参照ください。

4 保険金請求手続きについて

＜ご帰国後の請求＞

ご帰国後に保険金請求手続きをされる場合には、下表の必要書類をご用意のうえ、事故発生から30日以内に海外総合サポートデスク宛で請求ください。

保険金請求に関するお問い合わせ先
海外総合サポートデスク

 **0120-037-456** (会員専用)

フリーダイヤルをご利用いただけない場合は **03-5299-2516** (通話料有料)

必要書類	保険金額	傷害			疾病 治療	賠償 責任	携行品 損害	救援者 費用
		死亡	後遺	治療				
1. カード券面のコピー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2. 保険金請求書兼状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3. 出国日を示すパスポートコピー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4. 医師の診断書	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
5. 治療費の領収書・明細書			◎	◎				
6. 入院のための交通費等諸費用の明細書・領収書			◎	◎			◎	
7. 損害程度を証明する書類 (修理見積書または領収書)					◎	◎		
8. 損害物の写真 (破損の場合)						◎		
9. 警察署の盗難証明 (盗難の場合)						◎		
10. 示談書またはこれに代わるべき書類					◎			
11. 事故を証明する書類	○	○	○		◎		○	
12. 死亡診断書・死体検案書	○						○	
13. 除籍謄本および印鑑証明書	◎						○	
14. 相続権者の戸籍謄本 (相続人が保険金請求する場合)	○							
15. 他のクレジットカードに関する報告書	○	○	○	○	○	○	○	
16. その他必要書類	○	○	○	○	○	○	○	

◎印は必ず必要な書類、○印は場合により提出いただく書類

5 電話のかけ方

国際コレクト・コール（料金受信人払い）のかけ方

各国の国際電話局のオペレーターをとおして申し込んでいただきますが、オペレーターとの会話は現地語または英語で行う必要があります。コレクト・コールができない国がありますのでご注意ください。ホテル滞在中に電話する場合には、まずホテルのオペレーターにその国の国際電話局につないでもらう必要があります。この場合の英語による会話例は次のとおりです。

	英 語	日本語
オペレーター	オペレーター メイアイヘルプユー Operator, May I help you?	交換です。ご用件をどうぞ。
お客様	アイトライクトゥメイクアコレクトコールトゥジャパン I'd like to make a collect call to Japan.	日本にコレクトコールをかけたいのですが。
オペレーター	オールライト All Right. ホールドオンプリーズ Hold on please.	わかりました。 そのまま、おまちください。

公衆電話等から直接国際コレクトコールをかける場合には、電話機の説明書き等を確認し、国際電話局に電話をかける必要があります。国によっては公衆電話からのコレクトコールが利用できませんので、その場合には一般の電話を利用して申し込む必要があります。

国際電話局のオペレーターにつながった後は次の会話例を参考にしてコレクトコールを申し込んでください。

	英 語	日本語
オペレーター	オーバースイーズオペレーター メイアイヘルプユー Overseas Operator. May I help you?	国際電話局です。ご用件をどうぞ。
お客様	アイトライクトゥメイクアコレクトコールトゥジャパン I'd like to make a collect call to Japan.	日本にコレクトコールをかけたいのですが。
オペレーター	ホワットナンバアーユーコーリング What number are you calling?	何番をお呼びですか?
お客様	アイムコーリングトウキョウスリーファイブツナインナインツーフアイブワンジックス I'm calling Tokyo 3-5299-2516.	東京 3-5299-2516
オペレーター	アコレクトコールトゥジャパン ジエイリアコードスリー A collect call to Japan, the area code 3 アンドザナンバースファイブツナインナインツーフアイブワンジックス and the number is 5299-2516.	日本へのコレクトコール。市外局番3、 電話番号5299-2516ですね。
オペレーター	フーウッデユーライクトゥークトク Who would you like to talk to?	どなたと話したいですか?
お客様	エニワンイズオーケー Anyone is O.K.	だれでも構いません。
オペレーター	メイアイハブユアネームアンドフォウンナンバー May I have your name and phone number?	あなたの名前と電話番号をどうぞ。
お客様	アイムコーリングフロムプラザホテル I'm calling from Plaza Hotel. ザナンバースファイブツナインナインツーフアイブワンセブンセブンエイトツ The number is 5252-7782. ルームナンバーズセブンセブンセブン Room number is 777. マイネームイズヤマダ My name is Yamada.	プラザホテルからかけています。 番号は5252-7782です。 部屋番号は777です。 私の名前は山田です。
オペレーター	ファイブツナインナインツーフアイブワンセブンセブンエイトツ サンキュー 5252-7782. Thank you. ウィルユーハンガッブプリーズ Will you hang up please. アイルコールユーバックインナフューミニッツ I'll call you back in a few minutes.	5252-7782ですね。 お切りになってお待ちください。 2、3分したらこちらから電話します。
オペレーター	ディスイズジオーバースイーズオペレーター This is the overseas operator. ウィルユーホールドザラインプリーズ Will you hold the line please.	こちらは国際電話局です。 そのまま、おまちください。
お客様	オールライトサンキュー All right .Thank you.	わかりました。ありがとう。

国内旅行総合保険

ソニーカード会員の皆様には会員資格期間中、あらかじめソニーカードで航空券や旅費をお支払いいただくことを前提に、公共交通乗用具搭乗中・宿泊中の火災・主催旅行参加中の傷害保険をセットいたします。補償内容は、それら傷害保険に係わる死亡・後遺障害および入院日額・通院日額となります。

1 保険金額

補償内容	保険金額
傷害死亡・後遺障害	最高1,000万円
傷害入院(日額)※	3,000円
傷害通院(日額)※	2,000円

- 同様の保険が付帯された他のクレジットカードをお持ちの場合は、お持ちのカードのうち、最も高い保険金額、日額を限度に按分して保険金をお支払いします。
 - クレジットカード用国内旅行総合保険特約付きの補償金額です。
- ※入院・通院は、免責期間(7日)があります。(8日目以降入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。)

2 国内旅行総合保険が適用される条件

国内旅行総合保険はソニーカードの利用が条件になっております。

必要な条件	お支払いする場合	公共交通乗用具搭乗中の傷害	宿泊施設の火災・破裂・爆発による傷害	主催旅行参加中の傷害
カードで事前に代金を支払った場合	●	●	●	●
カード会社を通じて予約を行いカードで支払った場合	●	●	●	—
カード加盟店でノークーポンシステム※により予約を行った場合	—	—	●	—

※ノークーポンシステムとはカード会社またはカード加盟店である旅行業者に対して、カード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設料金を支払うことを告知して、宿泊予約を行うシステムをいいます。

3 保険金をお支払いする場合

被保険者がカード会員資格期間中で、かつ、次の各号のいずれかに該当する間に、日本国内において傷害を被った場合に保険金をお支払いします。(2の条件を満たしている場合に限ります)

1 被保険者が公共交通乗用具に乘客として搭乗している間

公共交通乗用具とは：

航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(※定期券、オレンジカード、回数券などは、カードで支払っても対象になりません)

2 被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊客として滞在している間

ただし、火災または破裂・爆発によって被った傷害に限ります。

3 被保険者が主催旅行に参加している間

主催旅行とは：

旅行業法第2条第4項に規定するものをいいます。

主催旅行に参加している間とは：

被保険者が主催旅行に参加する目的をもって当該主催旅行を主催する旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該主催旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービス提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。

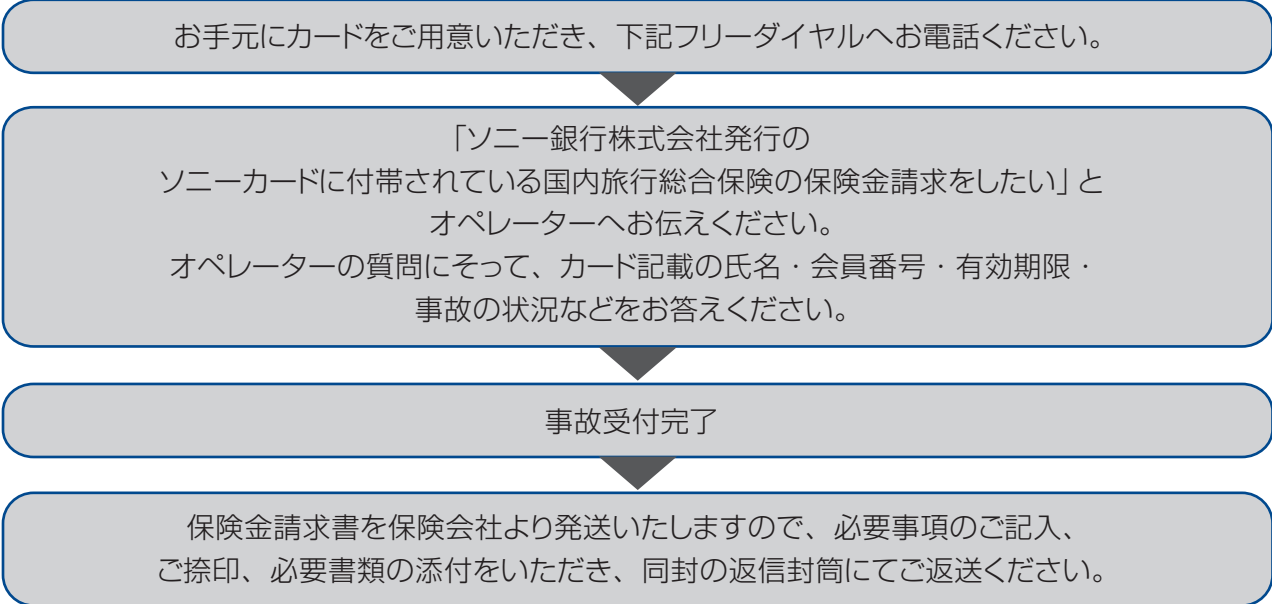
4 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 被保険者、保険金受取人の故意によるケガ
- ・ 闘争行為、自殺、犯罪行為によるケガ
- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ・ 地震、噴火、津波などの天災によるケガ
- ・ 戦争その他の変乱によるケガ
- ・ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものなど

5 保険金のご請求手続き

万一事故にあわれた場合は、事故発生の日から 30 日以内に下記までご連絡のうえ、保険金の請求手続きをしてください。

〈保険金請求の流れ〉



必要書類	保険金の種類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. カード券面のコピー		●	●	●	●
2. 保険金請求書		●	●	●	●
3. 事故を証明する書類(公の機関、やむをえないときは第三者のもの)		●	●	●	●
4. 医師の診断書または治療状況の申告書(注)		—	●	●	●
5. 死亡診断書、死体検案書		●	—	—	—
6. 除籍謄本および印鑑証明		●	—	—	—
7. 相続権者の戸籍謄本(相続人が保険金請求する場合)		●	—	—	—
8. 当該費用をカードで事前に決済したことを証明する書類		●	●	●	●
9. その他必要書類		●	●	●	●

(注) ご請求金額が 10 万円を超える場合、および手術をした場合は、医師の診断書が必要となります。

東京海上日動あんしん110番 ☎ **0120-119-110** (24 時間受付)
フリーダイヤルをご利用いただけない場合は **03-5977-6701** (通話料有料)

1. 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
2. 保険サービスの保険金のお支払いの可否は、普通保険約款及び特約条項に基づき、引受保険会社が判断しますのでご了承願います。